

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月15日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（7万円）給付事業に係る住民基本台帳データ抽出等業務委託

(2) 委託内容

- ア 仕様検討
- イ 住記データの抽出
- ウ 住記データの更新
- エ 提供データ作成（初回分）
- オ 提供データ作成（差分）
- カ その他業務
- キ 上記にかかるプロジェクト管理

2 履行（納品）場所

健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所

3 契約日

令和5年11月24日

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

5 契約金額

5,578,980円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区高島1-1-2
富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部
部長 佐藤 拓

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するために重点支援地方交付金を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加することで、今夏以来の3万円の支援と合計し10万円を目安に支援を行う旨が盛り込まれたとともに、給付の対象世帯は、基準日を令和5年12月1日を目安とすることが示されました。

本市においても令和5年12月1日を基準日とし、令和5年度住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を支給する取組を進めることとしました。

そのため、給付対象となる世帯の判定に必要な住民基本台帳データの抽出等に迅速に対応するため緊急契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たし、迅速かつ安全に業務が履行出来る当該業者を選定しました。

- (1) 短期間でのデータ抽出対応が可能であること
- (2) ホストコンピュータの機能や運用方法について熟知していること
- (3) 住民記録システム及び税務システムの仕様について熟知していること

9 所管課

健康福祉局総務課